

3 標準処理期間

許可申請等の各種申請の処理に要する期間は、当該申請の内容等により必ずしも一定ではないが、標準的な処理期間は、おおむね次の期間とする。

次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 千葉市の休日を定める条例(平成元年3月22日 条例第1号)第1条に定める休日の日数。
- (2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数。
- (3) 検査を伴う申請については、申請日の翌日から検査日までの日数。

各種申請に対する標準処理期間

申請区分	標準処理期間	備考	申請区分	標準処理期間	備考
第一種製造許可	20日間	変更許可を含む	容器検査	10日間	再検査を含む
第一種貯蔵許可	10日間	変更許可を含む	附属品検査	10日間	再検査を含む
完成検査	10日間		特別充填許可	10日間	
輸入検査	10日間		容器検査所登録	10日間	更新を含む
保安検査	35日間		充填ガス種類・圧力変更	10日間	

※処理期間は、申請日の翌日から起算し、許可証等交付日までで算定する。

県と市をまたぐ導管についての処理期間は倍の日数とする。